

コンプライアンス相談窓口利用規則

コンプライアンス相談窓口は、以下により適正にご利用ください。

なお、当社においては、コンプライアンス相談窓口を、従業員等からの公益通報を受け付ける窓口に指定しています。

1 相談事項

(1) コンプライアンス相談窓口で相談を受け付ける事項は、「四国電力送配電株式会社において、発生または発生のおそれのある法令違反行為または企業倫理に反する行為」とします。

なお、コンプライアンス相談窓口では、法令違反行為または企業倫理に反する行為に該当するか否かの確認、コンプライアンス相談への当社の対応体制などについての質問・相談も受け付けます。

(2) 相談窓口を利用しなくても、違反行為等を行っている担当者や担当部署に対して、直接指摘することにより、是正が期待できる場合は、迅速な解決を図るため、直接ご指摘ください。

(3) その行為が、法令違反かどうか、あるいは企業倫理に反するかどうか、不明確な場合も、相談を受け付けます。

(4) コンプライアンスに関しない一般的な要望等は、相談窓口ではなく、担当の部署にお申し出ください。

2 相談窓口の利用者

当社の役員および従業員（派遣従業員等を含みます。）のほか、取引先をはじめ社外からの相談も受け付けます。

3 相談窓口および相談方法

(1) 相談窓口

「社内相談窓口（総務部法務グループ）」と、「社外相談窓口（四国電力株式会社の社内および社外の第三者のコンプライアンス相談窓口）」とがあり、どちらに相談するか、相談者が選択できます。

(2) 社内相談窓口への相談方法

社内の方からの相談は、所定の電子メールアドレス宛の電子メールの送付、社外の方からの相談は、文書の送付を、それぞれ原則とします。

①電子メールアドレス

・社員および出向者の方は、所定の電子メールアドレス

(compliance-committee_nw@yonden.co.jp) にメールを送付ください。

②文書送付

郵便番号 760-8610 香川県高松市丸の内2番5号

四国電力送配電株式会社 総務部 法務グループ

コンプライアンス相談窓口

(3) 社外相談窓口への相談方法

①四国電力株式会社の社内のコンプライアンス相談窓口

・専用イントラネット

グループイントラサーバからアクセスしてください。

- ・インターネット
当社もしくは四国電力株式会社のホームページから「コンプライアンス相談窓口
(<https://www.yonden.co.jp/corporate/compliance/contact/index.html>)」
にアクセスしてください。
 - ・専用電話
087-821-5126 (社外直通)
(相談者のご了解をいただいたうえで、録音させていただくことがあります。)
 - ・文書送付
郵便番号760-8573 香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社 総務部 法務グループ
コンプライアンス相談窓口
 - ・専用ファクシミリ
087-823-5090
- ②四国電力株式会社の社外第三者のコンプライアンス相談窓口 (弁護士事務所)
文書の郵送に限ります。
郵便番号760-0023 香川県高松市寿町1丁目2番5号
井門高松ビル5階 松本法律事務所

(4) 氏名等の開示

相談の際は、原則として、氏名、所属または住所、連絡先を明らかにしてください。

匿名による相談も受け付けますが、その場合は、匿名とする理由をお示してください。また、匿名による場合は、事実関係をできるだけ詳しく説明してください。なお、コンプライアンス推進委員会では、匿名の相談について、相談者の氏名等を調査することはありません。

4 相談への対応

- (1) 相談者の連絡先が明らかにされている相談については、相談受付後20日以内に、調査を行う旨（調査が終了した場合はその旨）または理由を付して調査を行わない旨を通知します。
- (2) 窓口相談した内容については、相談窓口制度の趣旨に反しない限り、全てコンプライアンス推進委員会に報告されます。
- (3) 相談内容については、コンプライアンス推進委員会が事実確認を行い、必要があれば、是正措置あるいは再発防止策など、適切な処置を行います。また、コンプライアンス推進委員会が必要と認める場合は、社外に公表します。
- (4) 社外弁護士事務所に相談された場合、弁護士が必要と判断すれば、独自の調査を行います。
- (5) 事実確認の結果や対応策等は、適正な業務遂行や利害関係者のプライバシー保護等に支障のない範囲で、相談者にフィードバックします。ただし、フィードバックが不要である旨を相談の際にお伝えいただくか、その旨を記載されているなど希望されないことが明らかな場合や連絡先が明らかにされていない場合は、フィードバックしません。
- (6) 相談者は、コンプライアンス相談窓口相談したことをもって、人事上その他の不利益な取扱いを受けることはありません。必要が認められる場合には、コンプライアンス推進委員会にて、不利益な取扱いがないよう適切な措置を講じることとします。

- (7) 万一、不利益な取扱いを受けた場合は、相談窓口にお申し出ください。不利益な取扱いが確認されたときは、コンプライアンス推進委員会が必要な救済・回復措置を講じます。

以 上